

第一のつみたて年金(10年)

有期利率保証型確定拠出年金保険

商品提供会社: 第一生命保険株式会社

基本的性格

- ・確定拠出年金法に定められる「元本確保型商品」です。
- ・毎月1日に設定される基本の単位保険(以降、単位保険)から構成され、設定時の保証利率を10年間保証します。
- ・保証利率は、残存期間10年の国債の利回りを参考指標として、単位保険ごとに毎月設定します。
- ・保証利率適用期間途中の預替え(スイッチング)は、各単位保険設定日(更新日)から、その翌月末までに行う場合および保証利率適用期間終了直前の1ヶ月間に行う場合を除き、その時の市場金利、保証利率、残存期間等に応じた所定の金額が控除されることがあり、これにより、元本(払込保険料)を下回る可能性があります。

【商品の仕組み】

保険料の払込

- 払込まれる保険料は、その月の1日に設定された単位保険の購入に充てられます。
- 各単位保険については、単位保険ごとに設定された保証利率を適用し、入金日から保証利率適用期間満了日(※)まで日割りで付利します。

単位保険

(※)単位保険の「保証利率適用期間満了日」は単位保険設定日から10年経過した日の前日となります。従って、単位保険設定日の属する月のいずれの日にも保険料のお払込みがあっても保証利率適用期間満了日は同一となります。

保証利率適用期間経過後の取扱い①
●各単位保険の保証利率は10年間適用され、10年経過する都度新たに見直します。

保証利率適用期間経過後の取扱い②
●満55歳を超えて新たにこの商品を購入することはできません。定時拠出、満期が到来した単位保険とともに、保証期間5年の「第一のつみたて年金(5年)」に振替えられます。

積立金

年金

一時金

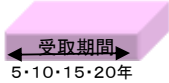
【給付金のお受取の方法】

年金・一時金給付の方法は、ご加入のプランにより異なりますので規約等をご確認ください。

年金の受取

- ・年金は、確定年金、終身年金、分割払年金から選択できます。
- ・確定年金・終身年金の元本(年金原資)には、当商品の積立金だけでなく他の運用商品の資産も充当することができます。
- ・確定年金または終身年金を選択されると、単位保険による運用は終了します。
- ・「一時金受取への変更」は、年金開始から5年経過以降に取扱い可能です。(終身年金の場合は、保証期間中に限ります。)

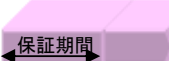
■確定年金



5・10・15・20年

- ・受取期間中、定額の年金をお受取りになれます。受取期間は、5年・10年・15年・20年から選択できます。
- ・年金額は、充当する積立金を元本として、受取期間・年金開始後利率に基づき算出されます。
- ・受取期間中に「亡くなられた場合」または「一時金受取に変更した場合」の一時金額は、残りの受取期間に対応する年金の現価になります。なお、確定年金はこの一時金受取をもって終了します。

■終身年金

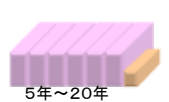


5・10・15・20年

- ・ご本人様が生存されている限り、定額の年金をお受取りになれます。保証期間は、5年・10年・15年・20年から選択できます。
- ・年金額は、充当する積立金を元本として、保証期間・年金開始後利率・性別・年金開始年齢に基づき算出されます。
- ・保証期間中に「亡くなられた場合」または「一時金受取に変更した場合」の一時金額は、残りの保証期間に対応する年金の現価になります。なお、終身年金はこの一時金受取をもって終了し、保証期間が経過した以降の年金はお支払いいたしません。

終身年金を選択された場合、ご本人様が生存されている限り、毎年終身にわたり年金をお受取りいただけますが、保証期間中に「亡くなられた場合」または「一時金受取に変更した場合」の受取総額(年金受取総額と一時金額の合計)は、元本(年金原資)を下回ることがあります。例えば年金開始後利率0.5%・男性・年金開始年齢60歳の場合、「亡くなられた場合」の受取総額は、保証期間5年の場合は元本の約2割に、保証期間20年の場合は約8割になります。また「一時金受取に変更した場合」の受取総額は、保証期間10年の場合は元本の約4割に、保証期間20年の場合は約8割になります。(保証期間5年の場合、一時金受取に変更できません。)

■分割払年金



5年~20年

- ・年金受取開始後も保険料積立段階と同様の方法で運用を継続しながら積立金を一定期間(5年~20年)分割でお受取りになれます。年金受取期間中でも預替え(スイッチング)可能な商品間で預替え(スイッチング)ができます。
- ・年金額は、充当する積立金試算額をもとに、分割期間、分割割合等に基づき算出されます。
- ・受取期間中に「亡くなられた場合」は、残りの積立金を、「一時金受取に変更した場合」は、残りの積立金に基づき算出した額をお受取りになれます。なお、分割払年金はこれらの受取をもって終了します。
- ・年金受取時および一時金受取時(ただし死亡一時金を除く)には、受取時の市場金利に応じた所定の解約手数料が控除されることがあります。

一時金の受取

- ・「亡くなられた場合」や「年金請求時に年金の支払に代えて一時金受取を選択する場合」は、一時金で受取ることができます。
- ・この場合、解約時の控除はなく、積立金をそのまま全額受取ることができます。
(年金受取開始後の一時金の取扱いについては、上記の「年金の受取」を参照ください。)

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険商品の勧誘を目的とするものではありません。■当保険商品は生命保険契約者保護機構の対象商品です。■当資料は株式会社千葉銀行が信頼できると判断した諸データに基づいて株式会社千葉銀行が作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

第一のつみたて年金(10年)

有期利率保証型確定拠出年金保険

商品提供会社: 第一生命保険株式会社

保険の種類

- ・利率保証型積立生命年金保険

拠出単位/拠出限度額

- ・拠出金額は1円以上、1円単位です。
- ・保険料は、確定拠出年金制度上の拠出限度内であれば自由に設定できます。(払込の一時中断も可能です。)
- ・他商品からの預替えについても、金額の制限はありません。

保険期間

- ・保険料の払込開始時から給付の終了時まで

利率の設定/適用

《積立期間中》

- ・残存期間10年の国債の利回りを参考指標として、単位保険ごとに設定します。
- ・当社が保険料を受領した日から保証利率適用期間終了時まで付利し、途中で変更されることはありません。

《年金開始後》

- ・年金支払開始時に設定します。設定した保証利率は変更いたしません。

※提示する保証利率は契約維持等に関わる諸手数料を予め差引いた後の実質利率になります。

※分割払年金につきましては、給付開始後も積立期間中と同様の方法で保証利率を設定・適用します。

なお、受取の際には解約時と同様、その時の市場金利に応じた所定の金額が控除される場合があります。

保証利率適用期間

《積立期間中》

- ・10年間(以降10年ごと見直し)

《年金開始後》

- ・分割払年金を除き、年金支払期間中、適用される利率を保証します。

保証利率適用期間終了時の取扱い

- ・各単位保険の保証利率は10年間適用され、10年経過する都度新たに見直します。
- ・新たに適用される保証利率は、次の保証利率適用期間終了時まで保証されます。

保証利率適用期間の取扱い

- ・年齢が55歳以上の場合、当商品は購入いただくことができません。(具体的には、「定時拠出については55歳を迎える誕生日前月分月の掛金まで」、「スイッチングについては55歳を迎える誕生日前月中の受付まで」等の購入制限があります。)
- また年齢が55歳の誕生日以降に更新を迎える単位保険については、当該更新日に保証期間5年の単位保険に自動的に振り替えられます。

持分の計算方法

- ・払込まれた保険料に、適用される保証利率を乗じて求めた利息相当分を加えて計算されます。
- ・解約控除が適用される場合、控除後の金額が持ち分となります。

運用勘定

- ・一般勘定で運用されます。

中途退職時等の取扱い

- ・転職やご加入のプランの終了などにより、個人型年金や他の企業型年金へ積立金を移換する場合には、解約扱いとせず、移換金として積立金額をそのまま全額移換します。

預替え(スイッチング)時の取扱い

- ・保証利率適用期間途中に、個人ごとの持ち分の全部または一部を解約して預替え(スイッチング)を行なう場合、その時の市場金利と残存年数等に応じて所定の解約控除(市場価格調整)が適用されることがあります。
- ・適用される解約控除額がそれまでの運用利息相当額を上回り、結果として支払金額が元本を下回ることがあります。
- ・単位保険設定日(更新日)から、その翌月末までの解約および保証利率適用期間終了直前の1ヶ月間については、該当する単位保険への解約控除の適用はありません。
- ・解約控除の適用の有無およびその金額については、解約請求時点の市場金利・適用している保証利率、残存年数等により異なります。実際にお受取になれる金額等については、Webもしくはコールセンターでご確認ください。
- ・年金開始後において、年金額の見直し等を行なうには所定の条件を満たしている必要があります。

セーフティネットの有無

- ・生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、責任準備金および給付金等の削減などご契約にあたってお約束した契約条件が変更されることがあります。
- また、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約にあたってお約束した条件が変更されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(問い合わせ先)

生命保険契約者保護機構 電話 03(3286)2820

配当金

- ・この保険商品は配当付の商品です。配当金は毎年の決算により生じた剰余金からお支払いするもので、決算の内容によっては支払われないこともあります。

その他

- ・レコードキーピング会社によっては、取引に制限がある場合があります。詳しくはレコードキーピング会社にご確認ください。

ご留意いただきたい事項

- ・この保険の加入にあたって詐欺があった場合、当社は加入を取り消すことがあります。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。なお、契約者による契約の全部について詐欺があった場合は契約の全部を取り消すことがあります。
- ・給付金を詐取する目的での事故招致、請求詐欺(未遂を含みます)等、加入の継続を困難とする重大な事由が生じた場合には、当社は、将来に向かってその加入者に関する部分を解除することがあります。この場合のお支払に際しては所定の解約控除が適用されることがあり、支払金額が元本を下回ることがあります。なお、契約者によって同等の事由が生じた場合には、契約の全部を解除することがあります。
- ・生命保険会社は、物価の高騰その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際に予見しえない事情の変更または法令等の改正により特に必要と認められた場合は、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、約款条項の一部を変更し、または保険料、解約返戻金および責任準備金の計算の基礎を変更することがあります。ただし、基本の単位保険に適用されている保証利率は、保証利率適用期間中は引き下げいたしません。ご契約の保険料、解約返戻金および責任準備金の計算の基礎を変更するときは、変更日の2か月前までに契約者にその旨を通知します。
- ※上記の契約者とは、資産管理機関を指します。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険商品の勧誘を目的とするものではありません。■当保険商品は生命保険契約者保護機構の対象商品です。■当資料は株式会社千葉銀行が信頼できると判断した諸データに基づいて株式会社千葉銀行が作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。